

【別紙】対象者確認フロー

水痘にかかったことのない1歳の誕生日の前日から3歳の誕生日の前日までの仙台市に住民票のあるお子さん
(水痘ワクチン定期接種回数の確認) 定期接種を実施する期間：通年

水痘定期接種を受ける日のお子さんの年齢は、1歳の誕生日の前日から3歳の誕生日の前日までの間ですか

いいえ

はい

お子さんは、過去に水痘にかかったことがありますか

はい

いいえ

●お子さんは水痘ワクチン定期接種の対象者ではありません

お子さんは、H26年10月1日以前に水痘ワクチンを接種したことがありますか

はい

いいえ

*

1歳の誕生日の前日から3歳の誕生日の前日までに水痘ワクチンを「3か月以上の間隔をおいて2回接種した」

はい

●お子さんは水痘ワクチン定期接種の対象者ではありません
(これまでに2回の定期接種を終了したものとみなされます)

1歳の誕生日の前日から3歳の誕生日の前日までに水痘ワクチンを「3か月未満の間隔をおいて2回接種した」または「1回接種した」

はい

●お子さんは3歳の誕生日の前日までに水痘ワクチン定期接種を1回接種できます
(これまでに定期接種を1回接種したものとみなされます)
※1歳の誕生日の前日以降の最初の接種から3か月以上の間隔をあけて接種すること。
※1歳の誕生日の前日以降の最初の接種から3か月以内に3歳の誕生日の前日を迎える場合には、水痘の定期接種の対象者ではありません。

●お子さんは3歳の誕生日の前日までに水痘ワクチン定期接種を2回接種できます

※標準的な接種期間として生後12月から生後15月に達するまでに1回目を接種し、標準的な接種間隔として6か月から12か月の間隔をおいて2回目を接種します。

※定期接種として1回目を接種した後、3か月以内に3歳の誕生日の前日を迎えた場合、定期接種として2回目の接種はできません。この場合には、1回目だけの接種が可能です。